

## 第1回長和町ケーブルテレビ管理運営審議会 会議録

開催日時：平成31(2019)年1月11日(金) 13時30分～14時30分

開催場所：長和町役場1階 第1・2会議室

出席者数：27人中19人、事務局3人 計22人

### 1. 開会（山浦 情報広報課長）

以降、「次第4. 会長選任」まで、山浦課長が進行を務める。

### 2. 町長あいさつ（羽田 町長）

#### 【要旨】

町では、人件費の削減と専門知識の活用を図るため、ケーブルテレビ事業を民間に移管する体制づくりを進めており、その手始めとして、平成28年度から自主放送の番組制作と情報館の管理については、長和町振興公社に業務委託をしている。

また、本年(平成30年)度は、ケーブルテレビ光化促進事業において、幹線ケーブルを光ケーブルに張り替える工事に着手し、民営化に向けた準備を順次行っている。

民間への移管については、以前から町議会から検討を求められており、実情として、行政が本業務を行っていくことは難しいため、民間への移管が必要と判断した。

これに伴い、できる限り幅広く意見を聞くため、本審議会委員の人数を従来の10人から30人に増員し、町ケーブルテレビの安心・安全な放送を提供していくための委託形態や料金改正、放送内容等についてご審議いただきたい。

### 3. 審議委員委嘱

町長から各委員に交付。なお、欠席した委員には本資料送付時に同封。

(ただし、役場職員については副町長への交付のみとし、課長職は事前配布により省略)

### 4. 会長選任

長和町地域ケーブルテレビ管理運営審議会規則第4条（資料P.6参照）に基づき選任。

事務局案として田村議会議長を提案し、全員賛成により選任。

(就任あいさつ)

※これ以降、審議会規則第5条の規定により、田村会長が議長として進行。

## 5. 副会長選任

長和町地域ケーブルテレビ管理運営審議会規則第4条に基づき選任。  
事務局案として高見沢副町長を提案し、全員賛成により選任。

(就任あいさつ)

## 6. 会議事項(説明者:事務局・羽毛田ケーブルテレビ専門幹)

### 1) 長和町ケーブルテレビ施設の現状について(資料P.7-8)

本題の資料説明の前に、町ケーブルテレビ及び本審議会の概要について、長和町ケーブルテレビ施設条例第3~5条(資料P.3)及び長和町地域ケーブルテレビ管理運営審議会規則第2~3条、第6条(資料P.6)の条文に規定されている旨を説明。各会議事項での説明は以下のとおり。

#### ○加入者数の推移

- ・テレビは、ほぼ横ばい。
- ・インターネットは、H24まで増加傾向にあったが、H25より民間の光サービスが提供されたことにより、減少傾向となっている。

#### ○設備概要

- ・受信点について、テレビ東京用受信点の場所は、東御市が湯ノ丸高原、立科町が蓼科牧場にそれぞれあること、また視聴については2022年5月までは継続してもらえる見込みである。
- ・幹線の内訳のうち、17C同軸ケーブル及び12C同軸ケーブルは、来年度実施する宅内引込の光ケーブル切替工事が完了後に撤去する。

#### ○ゆいねっとのご案内(料金表)・・・説明省略

#### ○テレビチャンネル表

- ・BSデジタル基本チャンネルは、宅内引込線が光ケーブルに切り替わるとSTB(セットトップボックス[チューナー])なしで視聴可能となるが、CSデジタルパックを視聴する場合は、引き続きSTBが必要である。
- ・また、4K放送は、4Kチューナー付きのテレビであれば視聴可能となる。

### 2) 長和町ケーブルテレビ光化促進事業について(資料P.9)

#### ○30年度光化促進工事

- ・本年度は、幹線のみを対象とした工事で、会議開催日の1月11日現在の進捗率は98%である。

○31年度光回線終端装置設置工事

- ・全加入者宅を対象に、幹線のクロージャーから宅内への引込線を光ケーブルに張り替える工事とV-ONU（光受信装置：現在の保安器に替わるもの）の設置工事、併せてインターネットを利用されている加入者宅には、D-ONU（通信用光受信装置：現在のモデムに替わるもの）の設置工事を予定している。
- ・ただし、この工事を実施するにあたっては加入者の方の立ち会いが必要なため、特に別荘所有者との日程調整が課題になると思われる。状況によっては31年度内に完了しないことも予想されるが、国の方針に従い2020年7月のオリンピック開催には間に合わせる予定でいる。
- ・着手時期は国から起債（過疎債）の借入許可が下りた後となる。

○31年度センター設備設置工事

- ・機器本体は丸子テレビ社屋内に設置し、インターネットサービスの提供を行う。
- ・実施方法は丸子テレビとインターネットプロバイダのJANIS（長野県共同電算）で協議のうえ決定されるが、31年度中に完了予定である。

3) 事業終了後のケーブルテレビの運営について（資料P.10）

○運営の委託先について

- ・町としては、宅内引込工事が完了した後、町営から民間事業者に業務を委託する方針であり、その委託先として丸子テレビ放送株式会社を考えている。
- ・委託開始時期は、2021年4月1日を予定している。

○委託方法について

- ・現段階で、資料に示す4通りが考えられ、4) その他とは、「独自で民営化を模索する」というものである。
- ・今後、丸子テレビと協議を進めていく中で、詳細を決定していく。

○テレビ、インターネット以外の業務について

①音声告知放送

- ・主として、町からのお知らせに利用しており、災害時の連絡手段としても重要であるため、委託対象としない。

②文字告知放送

- ・丸子テレビと協議のうえ、取扱いを決定する。

### ③光化に伴う新サービス

- ・丸子テレビでは、光回線の利用によるテレビ、インターネット、電話を統合した「MTV光」というサービスを提供している。  
(資料 P. 11 丸子テレビ料金表を参照)
- ・業務委託の開始に合わせて、長和町にもこのサービスを提供していきたいと考えている。

## 4) 料金の改定について (資料 P. 11)

### ○消費税率の改定に伴うもの

- ・長和町発足以来、テレビのみは 1,500 円/月 (内税) で据え置きだったが、2019 年 10 月 1 日の消費税率改定に合わせて値上げをし、2019 年 10 月利用分から適用する。
- ・具体的には、外税とし、第 4 期請求分 (10・11 月利用分) から適用。

### ○丸子テレビへの業務委託に伴うもの

- ・業務委託をするにあたり、料金は重要な要素であり、地域間格差を是正するため、委託先の料金体系に統一させる必要がある。
- ・現在、丸子テレビのテレビのみの料金は 2,000 円/月 (税別) である。
- ・インターネットの速度コース、電話とのセットサービスに変更する。

#### 【補足：インターネットの速度と料金 (税別) の比較】

- ① 2M (2,000 円/月) ⇒ 光 5M (3,000 円/月)
- ② 10M (3,000 円/月) ⇒ 光 50M (4,200 円/月)
- ③ 100M (4,000 円/月) ⇒ 光 120M (5,000 円/月)

## 5) 今後のスケジュールについて (資料 P. 12)

- ・現段階での予定を説明。

## 6) その他

- ・次回以降の開催時間について、委員の皆さんの意向を伺ったところ、「できれば夜が良いが、昼夜どちらでもかまわない。」「出られない時もあることを了承いただければ、昼夜どちらでもかまわない。」とのご意見を頂戴しました。

次回以降の開催時間は、事務局に一任。

◇質疑内容（説明終了後一括）

Q 1) 2018 年 11 月に開催された丸子テレビとの協議内容はどのような内容だったのか。また、前向きに受け入れてくれる考えでいるのか。

A) この打ち合わせに先立って、10 月に丸子テレビ放送の池田社長が町長と面談も行っており、現在丸子テレビには放送波の提供、依田窪南部中学校の行事や蓼北バレーボール大会などについては取材依頼し映像データを提供してもらっている。

11 月 7 日(水)に丸子テレビ、JANIS との三者による打ち合わせを行った。

まず、JANIS から「高速インターネット環境を構築するには、丸子町域に通信機器（OLT：光回線終端装置）を設置した方がよい」との提案があり、丸子テレビ局内への設置について了承を得たが、電気料等の維持管理費については、丸子テレビと今後協議していく。将来的に丸子テレビと長和町と一緒にやっていくことに対しては、基本的には承知していただいている。

ただし、資産譲渡については、補助事業における財産処分の面で補助金返還が発生したり、丸子テレビとしても機器の管理までは難しいとの意見があるため、現状のまま町所有とする意向である。

今後、放送部門や技術部門とも随時協議を進めていく。

Q 2) 丸子テレビへ移管しても設備、容量等は現状のままで大丈夫か。

A) 丸子テレビ局内の機器室が電源容量不足となっているが、調査したうえで改修工事を行っていただく予定である。

Q 3) それに対する負担金を支払う考えはあるのか。

A) 考えていない。

Q 4) 4K 放送を視聴するためのチューナーは個人負担となるのか。

A) 現在市販されているチューナー内蔵型テレビは 50～60 万円だが、チューナー本体のみであれば 3 万円程度で購入できる。

町が管理する範囲は、資料 P.9 の図にある V-ONU および D-ONU の設置までであるため、その先の宅内配線に付属する部分は個人負担となる。

以上

7. 閉会